

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年8月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成19年8月1日～平成19年8月31日

82 件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	12 件
食品の安全性関係	9 件
食品一般関係	55 件
その他	6 件

- * B S E 関係 7 件
- * トランス脂肪酸関係 4 件
- * 輸入食品 10 件
- * 表示関係 12 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【BSE 関係】

Q.日本国内で、マトン肉を食べた場合、変異型クロイツフェルトヤコブ病に感染した例はあるのでしょうか

A. 国内外において、マトン肉を食し、変異型クロイツフェルトヤコブ病に感染した例は、現時点では報告されていません。なお、日本では、リスク管理機関により以下のリスク低減措置が講じられております。

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症（T S E : Transmissible Spongiform Encephalopathy)対策として、平成16年2月に『と畜場法施行規則』を改正し、T S Eの原因物質である異常プリオンたん白質が蓄積する部位である特定危険部位(12ヶ月齢以上の頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び胎盤並びにすべての月齢の扁桃、脾臓及び小・大腸(付属するリンパ節を含む))の除去及び焼却を義務化しています。

また、各都道府県において、牛と同様にと畜場におけるめん羊及び山羊を対象と

したエライザ法^(注)によるスクリーニング検査を平成17年10月から実施しており、現在まで陽性事例はありません。

さらに、BSE発生国からのめん羊及び山羊の肉等の輸入は、家畜伝染病予防法及び食品衛生法に基づき禁止されています。

(注) 抗原抗体反応を利用した検査法の一つで、病原体などの有無を目印のついた抗体を用いて検査する方法。